

信州型自然保育認定制度 実施要綱

(信州型自然保育認定制度の目的)

第1 信州型自然保育認定制度は、保育等（保育及び幼児教育をいう。以下同じ）を行う者が実践する自然保育を信州型自然保育の基本理念に基づいて県が認定し、その認定を受けた者の学び合いと交流活動を支援することにより、自然保育の社会的な認知及び信頼性の向上を図り、もって「子育て先進県ながの」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2 この制度において「保育者」とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資格の有無及び常勤、非常勤にかかわらず、保育等に従事する者をいう。

2 この制度において「自然保育」とは、豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した様々な体験活動によって、子どもの感覚が豊かに刺激され、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性等が育まれ、心身ともに健康的に成長することを目指した保育等をいう。

3 この制度において「地域資源」とは、自然保育において子どもが体験できる、各地域の伝統芸能や文化活動、農業や林業などの作業等と、それらの機会を提供し、指導してくれる人材をいう。

(信州型自然保育の基本理念)

第3 信州型自然保育は、保育等に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行うものとする。

(認定の申請)

第4 信州型自然保育の認定を受けようとする者は、知事に申請して、その審査を受けなければならない。

(認定の申請をすることのできる者)

第5 信州型自然保育の認定の申請をすることのできる者は、県内において継続的に保育等を行っている園とし、別表1に定める申請要件を満たしていることを要するものとする。

2 前項の園の設置者は、法人格を有していることを要しない。

(申請書類等)

第6 信州型自然保育の認定の申請をしようとする者は、別に定める受付期間に、次の各号に掲げる申請書類を正副各1部、知事に提出しなければならない。

- ① 申請書
- ② 申請要件確認書
- ③ 認定基準確認書
- ④ 活動説明書
- ⑤ 活動説明書の根拠となる記録その他の知事が必要と認める書類

- 2 前項の受付期間は、認定を受けようとする者の次年度の子どもの入園募集等に信州型自然保育の認定を受けたことを活用できるよう配慮して、毎年度定めるものとする。

(認定基準及び認定の区分)

第7 知事は、別表2に定める認定基準に適合していると認めるときは、信州型自然保育と認定するものとする。

- 2 知事は、前項の認定に当たっては、認定を受けようとする者が行う自然保育の活動内容に応じて、次の表に規定する信州型自然保育の認定の区分により認定するものとする。

認定の区分	活動内容
信州型自然保育（特化型）	認定を受けようとする者が行う保育等において、質、量ともに自然保育に重点を置いて取り組んでいるものとして、知事が認定した活動をいう。
信州型自然保育（普及型）	認定を受けようとする者が行う保育等において、他の保育等のプログラムと合わせて自然保育にも積極的に取り組んでいるものとして、知事が認定した活動をいう。

(認定懇談会)

第8 県は、信州型自然保育の認定をするに当たり、信州型自然保育認定懇談会（以下、「認定懇談会」という。）を開催して、意見を求めるものとする。

- 2 認定懇談会は、認定の可否及び認定の区分の検討に当たり、必要に応じて現地視察を行う。県はその意見を聴取する。
- 3 認定懇談会の構成員は4名とし、学識経験者等のうちから、県が依頼する。
- 4 会議は、認定に関する意見を構成員に求めるための必要とする時期に開催するものとする。
- 5 認定懇談会に座長を置く。
- 6 第3項から前項までに規定するもののほか、認定懇談会の運営に関する事項は、別に定める。

(認定証の交付等)

第9 知事は、信州型自然保育の認定をしたときは、認定を受けた者に「信州型自然保育（特化型）認定証」又は「信州型自然保育（普及型）認定証」を交付するものとする。

- 2 第7第1項の規定による認定は、認定を受けようとする者が行う自然保育の活動内容が、信州型自然保育の基本理念に基づいたものであることを認定するものであり、この認定をもって園の設立や活動の許認可等特別の地位を付与するものではない。
- 3 知事は、信州型自然保育の認定をしたときは、認定を受けた者が提出した申請書類を原則として公開するものとする。

(認定の有効期間)

第10 第7第1項の規定による認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年間と

し、認定証に明記するものとする。

- 2 信州型自然保育の認定の更新を希望する者は、前項の期間終了の3か月前までに知事に更新の申請をし、その更新の認定を受けなければならない。この場合において、更新を希望する者の申請要件及び更新の手続きについては、第5から第9までの規定を準用する。

(認定内容の変更)

第11 信州型自然保育の認定（認定の更新を含む。以下同じ。）を受けた者は、認定を受けた後、第6第1項第1号から第4号までに掲げる書類に記載した事項（別表3に定める軽微な変更を除く。）に変更が生じた場合には、所定の変更届を知事に提出しなければならない。

(認定の返上)

第12 信州型自然保育の認定を受けた者が、当該認定を返上しようとする場合には、所定の返上届を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の返上届には、交付を受けた認定証を添付するものとする。

(認定の取消等)

第13 知事は、信州型自然保育の認定を受けた者が行う自然保育が申請要件又は認定基準を満たしていないと思われる場合には、認定を受けた者に質問し、必要な事項の報告若しくは必要な書類の提出を求め、又は現地調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により調査等を行った結果、信州型自然保育の認定を受けた者が行う自然保育が申請要件又は認定基準を満たしていないと判断した場合には、申請要件及び認定基準を満たすよう助言し、指導するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による助言及び指導を行ってもなお改善されない場合には、信州型自然保育の認定を取り消すことができるものとする。

(県の取組)

第14 知事は、信州型自然保育認定制度の公正な運用に努めるとともに、信州型自然保育の認定を受けた者の名称及び所在地、その自然保育に関する活動内容等を県内外に積極的に情報提供するものとする。

- 2 知事は、信州型自然保育の基本理念や活動事例等に関する情報を発信するため、「信州型自然保育ガイド」を発行するものとする。

- 3 知事は、信州型自然保育認定制度の普及と自然保育の充実を図るため、信州型自然保育の認定を受けた者が相互に学び合い、交流できる研修会を開催するものとする。

- 4 知事は、保育等を行う者と小学校や特別支援学校の関係者が、自然保育について学ぶ合うことのできる研修等の場の提供を行うものとする。

(認定を受けた者の取組)

第15 信州型自然保育の認定を受けた者は、信州型自然保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- ① 信州型自然保育認定証を施設内の見えやすいところに掲示するとともに、認定を受

けた者であることを広報紙やホームページ等に記載するなど、信州型自然保育認定制度について周知すること。

- ② 県その他の者が実施する自然保育に関する研修会に、所属する保育者を毎年度参加させること。
- ③ 広報紙やホームページ等において、保育等の体制や自然保育に関する活動内容を公開すること。
- ④ 自然保育に関する活動内容を記録に残し、保育者等の情報共有や学び合いの際に提供するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力すること。
- ⑤ 自然保育に関する活動について、保護者や市町村、地域住民等からの問い合わせ等があった場合には丁寧に説明すること。
- ⑥ 在籍する子どもが義務教育に滞りなく移行できるよう、小学校や特別支援学校との連携を図ること。

(報告の義務)

第16 信州型自然保育の認定を受けた者は、事業年度終了後3か月を経過するまでの間に、前事業年度に行った自然保育について、所定の活動報告書を提出しなければならない。

(雑則)

第17 この要綱に定めるもののほか、この制度の運用に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。
この要綱は平成28年2月2日から施行する。
この要綱は平成30年4月26日から施行する。
この要綱は令和元年6月3日から施行する。
この要綱は令和2年4月1日から施行する。
この要綱は令和4年4月1日から施行する。
この要綱は令和5年4月1日から施行する。
この要綱は令和6年1月10日から施行する。
この要綱は令和6年12月26日から施行する。

(経過措置)

この要綱、第7関連の(別表2) 信州型自然保育認定制度 認定基準 8 ①② について、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間、この限りではない。

(別表1) 信州型自然保育認定制度 申請要件 (実施要綱 第5関連)

- 1 申請日時点において、県内で継続的に保育等を行うことのできる運営体制を持つ園であること。
- 2 申請日以前の5年間に、設置者、その代表者、園、その代表者、保育等の責任者及び保育者が福祉や教育関係の法令等に違反して刑事罰や行政処分を受けていないこと。
- 3 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。
- 4 園代表者、保育等の責任者及び保育者が、以下に該当しない者であること。
 - ① 申請日以前の2年間に、別表1-1の児童福祉法第18条の19の規定により、保育士の登録を取り消された者。
 - ② 申請日以前の2年間に、別表1-2の教育職員免許法第10条の規定により、教育職員免許状が失効した者、又は別表1-3の同法第11条の規定により、教育職員免許状を取り上げられた者。

(別表1-1)

児童福祉法

第18条の19 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- ① 第18条の5各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合。
- ② 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合。

(別表1-2)

教育職員免許法

第10条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- ① 第5条第1項第3号、第4号又は第7号に該当するに至ったとき。
- ② 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- ③ 公立学校の教員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であって同法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

(別表1-3)

教育職員免許法

第11条 国立学校又は私立学校の教員が、前条第1項第2号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- ① 国立学校又は私立学校の教員(地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に相当する者を含む。)であって、前条第1項第3号に規定する者の場合における同法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ② 地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であって、前条第1項第3号に規定する者の場合における同法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
- 3 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。
- 4 前3項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。
- 5 前条第2項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

(別表2) 信州型自然保育認定制度 認定基準 (実施要綱 第7関連)

- 1 設置者及び保育等の責任者（施設長）が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。
- 2 園の設立の日及び保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、1日4時間以上開所し、週の合計開所時間が20時間以上であり、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。
- 3 適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。
- 4 申請日の属する年度の前年度及び前々年度において、各月、在籍する子どものうち、利用する子どもの延人数の総数を平日の日数で除した人数が4人以上であり、かつ、年間の子どもの平均利用人数が6人以上であること。ただし、認可園はこの限りではない。
※在籍している子どものうち、傷病及び忌引きで欠席している子どもは利用人数に含めるものとする。
- 5 屋外等での子どもの体験活動が、毎月計画的に実施されていること。
- 6 屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあること。かつ、優先的に使用できるよう配慮されていること。
- 7 信州型自然保育（特化型）にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計15時間以上行われていること。
信州型自然保育（普及型）にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計5時間以上行われていること。
- 8 申請日時点の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。
 - ① 満4歳以上の子どもは、おおむね25人に対し保育者が1人以上いること。
 - ② 満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね15人に対し保育者が1人以上いること。
 - ③ 満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。
 - ④ 満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。
 - ⑤ 保育者は、常時2人以上いること。
 - ⑥ 常勤、非常勤を問わず、保育者の半数以上の者が、保育士又は幼稚園教諭又は保育教諭の資格を有する者であること。
- 9 県が作成した「信州型自然保育ガイド」あるいはHP版を保育者及び保護者がいつでも見られるようにしてあること。
- 10 申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。
- 11 申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる研究保育や対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。
- 12 申請日以前の1年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を行っていること。
- 13 信州型自然保育（特化型）にあつては、保育等関係施設において、通算2年以上、自然体験活動の指導経験を有する常勤の保育者が半数以上いること。
- 14 屋外等での子どもの体験活動の記録を、広報紙やホームページ等を通じて公開していること。

- 15 信州型自然保育（特化型）にあつては、申請日以前の2年間に、次の各号の安全管理に関する専門講習のうち、いずれかを受講した保育者が2人以上いること、かつ、保育者のうち少なくとも1人は常勤であること。
- ①MFA「チャイルドケアプラス」
 - ②上級救命講習 消防庁
 - ③幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社
 - ④小児救命救急法（EFR-CFC）
 - ⑤普通救命講習Ⅲ 消防本部（局）
 - ⑥赤十字救急法基礎講習 日本赤十字社
 - ⑦赤十字救急法救急員養成講習 日本赤十字社
- 16 屋外等で子どもの体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。
- 17 屋外等で子どもの体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。
- 18 屋外等で子どもの体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。
- 19 屋外等で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。
- 20 屋外等で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。
- 21 園として子ども及び保育者の傷害保険に加入し、かつ、損害賠償責任保険に加入していること。ただし、公立園にあつては保育者の傷害保険、損害賠償責任保険の加入はこの限りではない。
- 22 地域住民と交流する機会を設けていること。
- 23 在籍する子どもの小学校や特別支援学校入学に際して、当該小学校や特別支援学校と子どもに関する情報共有や交流を図っていること。
- 24 子どもの個人情報保護についての規程があること。かつ、その規程の中で、子どもの活動記録を公開する際に、事前に保護者の同意を得ることを要することを規定していること。

第 11 でいう軽微な変更とは、以下に掲げるもの以外の事項に関する変更をいう。

- ・ 園名
- ・ 園所在地
- ・ 園代表者氏名 ※ 1
- ・ 運営法人又は設置者の名称
- ・ 法人の代表者氏名又は設置者の代表者氏名 ※ 1
- ・ 法人登記年月日
- ・ 電話番号
- ・ WEB サイト URL
- ・ E メールアドレス
- ・ 保育等責任者氏名 ※ 1
- ・ 基本開所日数 ※ 2
- ・ 基本開所曜日 ※ 2
- ・ 基本開所時間 ※ 2
- ・ 1 か月の基本料金 ※ 2
- ・ 基本料金以外の主な保護者負担費 ※ 2

※ 1

設置者が市町村である認定園にあっては、これらの事項に関する変更が、実施要綱第 16 で定める活動報告書(様式 7)の提出日からさかのぼって 3 か月以内に発生したものである場合に限っては、活動報告書(様式 7)に変更後の内容を記載することをもって、実施要綱第 11 で定める変更届(様式 5)に代えることができるものとする。

※ 2

保育所、幼稚園、認定こども園（地方裁量型を除く）にあっては、実施要綱第 11 で定める変更届(様式 5)の提出は省略できるものとする。